

成年後見制度利用促進の取組み及びおいじたくの推進について

『人生100年時代 今から始めよう 自分らしい おいじたく』

1 成年後見制度利用促進中核機関について

令和2年4月1日に大田区社会福祉協議会と連携する形で設置した大田区成年後見利用促進中核機関では、以下の機能を充実させるため、支援者向けの手引きの作成等を通じて、本人主体の権利擁護支援に取り組んでいます。

【機能】

- ① 広報（成年後見制度の周知及び啓発）
- ② 相談（成年後見制度及び権利擁護に係る相談支援）
- ③ 利用促進（受任者調整の支援、社会貢献型後見人の担い手の育成・活動の促進に関すること）
- ④ 後見人支援（親族など成年後見人の支援）

2 権利擁護支援検討会議について

中核機関が有する機能のうち「相談」「利用促進」を強化するため権利擁護支援検討会議を設置し、令和2年8月より月1回の頻度で開催しています。運営は、大田区社会福祉協議会が担っています。

3 成年後見制度等利用促進協議会の設置について

(1) 設置の目的

大田区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを目指し、成年後見制度等の利用を促進することです。

(2) 基本的役割

地域で権利擁護支援にあたる各関係団体と地域に共通する課題を抽出し、地域において成年後見制度の利用を促進するための情報交換並びに共有の場とします（進捗管理については、「大田区地域福祉計画」と一体で行います）。

(3) 会議の公開

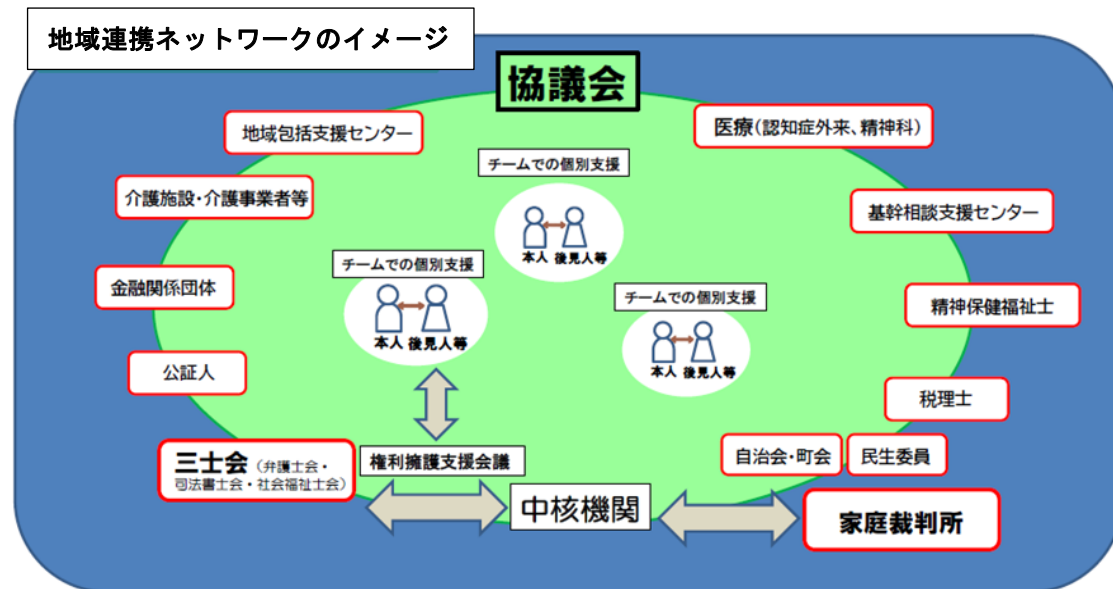
原則として公開とします。

(4) 委員構成

学識経験者をはじめ、法律や医療などの各専門職団体や、自治会・町会、民生委員児童委員などで構成します。

(5) スケジュール

毎年度2回を目途に開催し、令和3年度は8月に第1回協議会を開催する予定です。



4 おいじたくの推進について

(1) 背景と現状

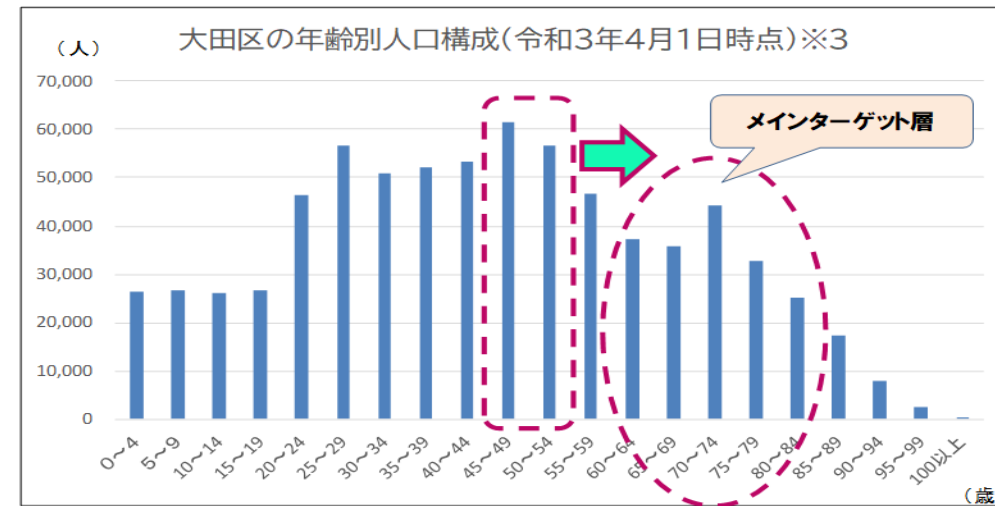
令和2年度から「おいじたく」事業を推進しているが、65歳以上の区内高齢者は16万6千人（令和3年4月1日時点）おり、区民向け啓発を継続して実施し、早期に「おいじたく」を進めることが、本人の権利擁護の観点からも重要です。

また、以下の理由から、今後の「おいじたく」事業は需要増が確実に見込まれます。

- ① 区内人口構成から推測すると、現在40～50代の区民が多いこと
- ② 一般世帯のうち単独世帯の割合が、5割を超える状況にあること（※1）
- ③ 一般世帯のうち高齢単身世帯（※2）が、1割を超える状況にあること（※1）

※1：直近の平成27年国勢調査から大田区のデータを引用

※2：65歳以上の一人のみの世帯



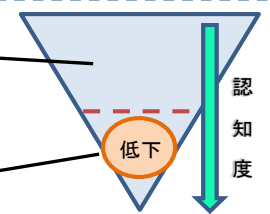
※3：区民部戸籍住民課から情報提供を受けたデータを基に作成

新型コロナウイルス感染症の影響により、先が見通せない状況となり、早めに「おいじたく」を考える傾向が見受けられる。

【40～50代の相談者】
・単身者
・未婚者 が多い傾向

【おいじたく推進事業の対象者像（メインターゲット）】

- ① 60代から80代前半の年齢層
- ② 自ら必要な情報を選択し、行動・決断することができる（判断能力有り）
（判断能力が低下した人については、権利擁護の観点から社協が支援）



(2) 令和3年度の取組み

大田区社会福祉協議会に事業委託し、主に、以下の取組みを予定しています。

ア 相談会の開催

司法書士及び大田区社会福祉協議会おた成年後見センター職員による対面相談を実施します。

イ 合同相談会の開催

おいじたくに関する多岐にわたる悩みを一度に受け止めて、助言できるよう弁護士、司法書士、税理士、宅地建物取引士など、複数の専門職による合同相談会を開催します。

ウ セミナー等の実施

おいじたくに必要な知識やそのポイントなどを区民に伝えるためのセミナーを開催します。また、地域からの要望に応じて、出前講座を開催します。

エ パンフレット（詳細版）の作成

令和2年度に作成したおいじたくパンフレットの詳細版となる第2弾パンフレットを作成し、さらなる周知・啓発を図ります。